

## Ⅱ 子どもが生まれたら

### ① 出生届

◇ 赤ちゃんが生まれた日を含め 14 日以内に、届出をしてください。届出は、出生した市町村、届出人の住所地・本籍地のいずれでも可能です。

届出に必要なもの

- ・ 出生証明書（病院等が発行します）
- ・ 母子健康手帳
- ・ 届出人の印鑑
- ・ 国民健康保険被保険者証（国民健康保険加入者のみ）
- ・ 届出人の身元確認書類（運転免許証など）（国民健康保険加入者のみ）

☆お問い合わせ・届出は 市民課 戸籍係 Tel21-0252  
又は各地域局 協働推進係（Telは 41 ページ参照）

### ② 出産祝金

◇ 出生児の養育者であって母（父）子ともに市内に住所を有し、本市に居住する場合、市から出産祝金が支給されます。（申請時に、印鑑と支給（振込）先金融機関の口座番号等が分かるものがが必要です。）

支給額 第1子・2子・・・2万円  
第3子・・・・・・ 50万円  
第4子以降・・・100万円

【市税等を滞納している場合は祝金の支給を受けることができません】

※ただし、第3子以降については分割支給とし、出生時に5分の1の額、1歳到達時及び小学校入学時に5分の2の額を支給（各支給時にそれぞれ申請が必要）

☆お問い合わせ・申請は 市民課 市民協働係 Tel21-0254  
又は各地域局 協働推進係（Telは 41 ページ参照）

### ③ 出産育児一時金直接支払制度

- ◇ 国民健康保険に加入している方が出産する時に、あらかじめまとまった出産費用を用意しなくても安心して出産できるよう、市から直接医療機関に出産育児一時金の42万円を支払う制度です。制度を利用する場合は、出産する医療機関で出産前申請をしてください。なお、国民健康保険以外の方は、ご自身が加入している医療保険者から支給されます。

☆お問い合わせ・届出は 医療連携課 健康保険係 TEL21-0258  
又は各地域局 協働推進係 (TELは41 ページ参照)

### ④ 産後ママ安心ケア事業

- ◇ 出産後の一定期間、医療機関や助産院の助産師等から、母乳ケアや授乳指導・育児相談が受けられます。  
対象は、高梁市内に住所を有する、医療を必要としないお母さんとそのお子さんです。なお、一部利用者負担金が必要で、食事代・衛生材料などは別途自己負担が必要です。

種類 項目	宿泊型ケア	日帰り型ケア	母乳育児相談
サービス内容	医療機関等に宿泊してサービスを受ける	日帰りでサービスを受ける	1時間程度のサービスを受ける
対象者	産後4ヶ月以内の母子		産後12カ月以内の母子
利用限度	通算7日以内		通算4回以内

☆お問い合わせ・申請は 健康づくり課 母子保健係 TEL21-0228

### ⑤ 児童手当

- ◇ 児童手当は、中学校卒業までの子どもを監護（養育）している保護者等に、支給されます。（一定以上の所得がある方には、児童手当は支給されませんが特例給付《児童1人につき月額5,000円》が支給されます。）児童手当は、赤ちゃんが生まれてから15日以内に、認定請求の手続きをしてください。なお公務員の方は、勤務先に申請してください。

児童手当を受給するためには、毎年6月に現況届の提出が必要です。また、転入・転出・転居時や児童を監護しなくなった場合などにも、児童手当の届出が必要です。

◎新規申請時に必要なもの

- ・請求者の健康保険証

- ・請求者および配偶者の所得証明書（高梁市で所得情報を確認できない方）
- ・請求者名義の金融機関口座の通帳
- ・印鑑
- ・請求者、配偶者の個人番号（マイナンバー）
- ・請求者の本人確認書類（運転免許証・個人番号カードなど）
- ・代理申請の場合は委任状
- ・児童の住所が市外の場合は、児童の世帯の住民票の謄本と児童の個人番号（マイナンバー）

◎支給額 3歳未満の児童1人につき月額 15,000 円  
 3歳以上小学生までの第1・2子の児童1人につき月額 10,000 円  
 3歳以上小学生までの第3子以降の児童1人につき月額 15,000 円  
 中学生1人につき月額 10,000 円

◎支給月 毎年2月、6月、10月に、それぞれの前4か月分を支給します。

☆お問い合わせ・申請・届出は こども未来課 支援係 TEL21-0288  
 又は各地域局 協働推進係（TELは41ページ参照）

## ⑤ 子ども医療費

◇ 高梁市では、18歳到達後の最初の3月31日までの児童（一般的に高校卒業までの児童・生徒）の医療費の自己負担額が原則無料となる「子ども医療費」の給付を行っています。出生時や転入時には、「子ども医療費受給者証」の申請を行ってください。（申請時に、印鑑と対象児童《又は対象児童が加入予定》の健康保険証が必要です。）

岡山県内での受診時には、医療機関に健康保険証とともに「子ども医療費受給者証」を提示すれば、原則医療費の自己負担額は無料になります。また、岡山県外で受診された場合や、「子ども医療費受給者証」を提示できなかった場合などは、医療機関で自己負担額を支払った後、領収書を添えて市に申請すれば、払い戻しを受けることができます。（薬の容器代や診断書作成料など、医療費に当たらない部分は払い戻しができません。）

☆お問い合わせ・申請・届出は こども未来課 支援係 TEL21-0288  
 又は各地域局 協働推進係（TELは41ページ参照）

## ⑥ 産後ヘルパー

◇ 出産後、核家族等でまわりに支援をしてくれる人がいない方を対象に、家事や育児の支援をする産後ヘルパーを派遣します。

☆お問い合わせは こども未来課 支援係 TEL21-0288

## ● 未熟児養育医療制度

生まれた時の体重が2,000グラム未満であるなどで、医師が入院療育を必要と認めた未熟児に対し、入院療育にかかる必要な医療費の給付を行います。この制度では所得に応じた自己負担額が生じますが、その自己負担額は「子ども医療費」の対象となりますので、実質的に保護者の医療費負担は無料になります。

☆お問い合わせ・申請は こども未来課 支援係 TEL21-0288